

議案第 13 号

向日市職員の給与に関する条例の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（住居手当）</p> <p>第9条の2 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を<u>11,000円</u>に加算した額</p> <p><u>2 前項の住居手当の支給を受ける職員のうち市内に居住するものに対しては、前項の規定に基づき算出した住居手当の額に当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額を住居手当として支給する。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第9条の2 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を<u>13,000円</u>に加算した額</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間</p>

につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 _____
_____支給単位期間につき、6
6, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額
(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に
_____定める額
(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 500
円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200
円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300
円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400
円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500
円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600
円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700
円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800
円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上

45キロメートル未満である職員 2
5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上
50キロメートル未満である職員 2
9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上
55キロメートル未満である職員 3
2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上
60キロメートル未満である職員 3
5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上
である職員 38,700円

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。